

1 特別の利益提供を約した勧誘

第一事業法人部長（当時）ほか複数の職員は、複数の顧客に対し有価証券の取引につき売買一任的取引を行っていたが、その後運用の過程でこれらの口座に含み損が発生したことから、昭和61年10月から平成2年5月にかけて、会社は無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、同部長らは、買付けを行った複数の顧客に対して、一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に買い取らせることを約束した。

会社は、上記第一事業法人部長らの行為を2年5月に把握したが、会社の判断でその後も、2年5月から3年5月にかけて、一部の取引について、買付けを行った顧客と他の顧客が時価を大幅に上回る価格で有価証券の直取引を行うことを仲介した。

これらの仲介の過程で、会社は、買付けを行った複数の顧客に対して、一定期間後に当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に買い取らせることを約束した。

これらの行為は、当時の複数の役職員が関与したものである。

上記の会社及び役職員が行った当該有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に買い取らせることを約して勧誘する行為は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。以下同じ。）第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して

勧誘する行為」に該当すると認められる。

2 損失の負担を約した勧誘

会社は、昭和60年8月から平成3年9月にかけて、複数の顧客との有価証券取引に際し、当該顧客に対し、当該有価証券につき損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘を行った。

これらの行為は、当時の複数の役職員が関与したものである。

上記の会社及び役職員の行為は、旧証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

3 使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

k支店営業課長（当時）は、平成3年5月10日から5年5月11日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

同課長が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

k支店営業課長が行った上記取引のうち、3年12月31日以前に行われた取引は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2

条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

4 使用人による損失の負担を約した勧誘

ℓ支店営業課長代理（当時）は、平成元年11月、特定顧客との有価証券取引に際し、当該顧客に対し、当該有価証券につき損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘を行った。

ℓ支店営業課長代理が行った上記行為は、旧証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年6月28日、Q証券株式会社に対して以下のような行政処分等の措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

1 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成6年3月16日に当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月18日に業務停止を命じた。

- 当該証券会社が行った、複数の顧客に対して一定期間後に有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に買い取らせることを約束して勧誘した行為は、証券取引法（平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のもの。以下、特に記した場合を除き「旧証券取引法」という。）第50条第1項

第5号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」(平成3年大蔵省令第55号(平成4年1月1日施行)施行前のもの。以下、特に記した場合を除き「旧省令」という。)第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められ、また、当該証券会社が、有価証券の取引に際し、複数の顧客に対して当該有価証券について損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約束して勧誘した行為は、旧証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められたので、証券取引法(昭和23年法律第25号)第35条第1項の規定に基づき、平成6年3月25日から4月7日までの間、本店事業法人部の業務の停止を命じた。

2 外務員に対する処分

- (1) 平成6年3月17日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の役職員14名について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年4月15日、4月18日及び4月25日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、4月28日付で、前記の14名について外務員登録の取消し及び外務員の職務停止を命じた。
 - ① 当該証券会社外務員11名が行った、顧客に対して一定期

間後に有価証券を時価を大幅に上回る価格で他の顧客に買い取らせることを約束して勧誘した行為は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧省令第1条第2号に規定する「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に該当すると認められた。

- ② 当該証券会社外務員9名が、有価証券の取引に際し、顧客に対して当該有価証券について損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約して勧誘した行為は、旧証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為」に該当すると認められた。

(注) 上記①と②については、外務員8名が重複している。

- ③ 当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、旧証券取引法第50条第1項第5号に基づく旧省令第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められた。
- ④ 当該証券会社外務員が、有価証券の取引に際し、顧客に対して当該有価証券について損失が生じた場合にはその損失の全部を負担することを約して勧誘した行為は、旧証券取引法第50条第1項第3号に規定する「有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担

することを約して勧誘する行為」に該当すると認められた。

- ⑤ したがって、証券取引法（昭和23年法律第25号）第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれ外務員について、以下のとおり外務員登録の取消し及び外務員の職務の停止を命じた。

- イ 外務員登録の取消し 6名
- ロ 外務員の職務の停止 5月6日から11月5日までの6か月間 4名
- ハ 外務員の職務の停止 5月6日から8月5日までの3か月間 2名
- ニ 外務員の職務の停止 5月6日から5月26日までの3週間 1名
- ホ 外務員の職務の停止 5月6日から5月19日までの2週間 1名

(注) イ、ロ、ハについては上記①、②、ニについては上記③、ホについては上記④に関連して、それぞれ行われた行政処分である。

3 その他の措置

- (1) 平成6年3月18日付をもって当該証券会社に対し、今般、確認された事実については、一証券会社の問題にとどまらず、証券界の信用を著しく失墜させた行為であり、極めて遺憾であり、今後かかる行為が繰り返されないことがないよう速やかに次の点について措置を講ずるとともに、健全な経営理念と適正な営業姿勢の確立に邁進するよう指示した。

- ① 本件につき責任の所在を明確にすること。
- ② 内部管理体制の充実・強化を図ること。
- ③ 役職員に対し、法令、諸規則の遵守の徹底を図ること。

(2) 当該証券会社は、大蔵省からの指示を受け、以下のような措置を執った。

① 責任の所在を明確にするため、社長以下役職員32人の減給を行う等の社内処分を実施した。

② 内部管理組織の充実・強化を図るため、

イ 総合的な管理・監査機能を持つ「管理本部」の設置

ロ 営業姿勢及び内部管理に対する部店評価、人事評価の見直し

ハ 営業部門と管理部門との適正な人員配置

ニ 監査体制を見直し、法人営業部門に対する社内検査の周期を年1回程度と強化し、また取引審査に係るシステムの導入や業務に精通した専門のスタッフの配置などによる検査精度の向上

ホ フロントチェック業務の強化

ヘ 不祥事故未然防止委員会の設置

などの改善策を実施した。

③ 役職員に対する法令・諸規則の遵守の徹底については、役職員の法令、諸規則の遵守徹底が重要な課題と認識し、役職員に対する法令、諸規則等の再教育の徹底及びモラルの向上を図るとともに、営業部門の役員等に対して営業員管理、顧客管理を徹底することとした。

なお、自主規制機関においても、当該証券会社に対して以下のような措置が執られている。

1 日本証券業協会は、平成6年4月4日に当該証券会社に対し、定款第25条の規定に基づき、過怠金3,600万円を賦課する処分を

行うとともに、同第26条の規定に基づき、法令、諸規則の遵守を徹底するよう勧告した。

- 2 各証券取引所は、当該証券会社が大蔵大臣から証券取引法第35条第1項の規定に基づき業務の一部の停止処分を受けたため、定款第55条の規定に基づき、平成6年3月22日付をもって当該証券会社に対し、6年3月25日から4月7日まで、本店事業法人部の業務に係る各証券取引所の市場における有価証券の売買取引等（ただし、顧客の注文に基づく信用取引の決済を目的とする売買取引等を除く。）を停止する処分を行った。

また、東京証券取引所は、4月4日に、定款第50条第1項第9号の規定に基づき、過怠金2,100万円を賦課する処分を行った。

(8) 検査の結果に基づく勧告【事案8】

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がR証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年4月26日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

m支店投資営業部歩合外務員は、昭和63年3月から平成5年10月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該歩合外務員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利

益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該歩合外務員が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年7月1日、R証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年4月27日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年6月2日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法

令違反が認められたので、6月23日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証券取引法第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、改正前の証券取引法（平成3年法律第96号施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく改正前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号施行前のもの。）第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年6月27日から7月26日までの1か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(9) 検査の結果に基づく勧告〔事案9〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がS証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年4月26日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

常務取締役は、昭和59年9月から平成6年1月までの間、顧

客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該取締役が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該取締役が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証券取引法（昭和23年法律第25号。平成3年法律第96号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第50条第1項第5号に基づく旧「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号。平成3年大蔵省令第55号（平成4年1月1日施行）施行前のものをいう。）第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行われた取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年7月1日、S証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年4月27日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の常務取締役について、適切な措置を講ずるよう通知した。

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年6月16日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し審問を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、6月27日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社常務取締役が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証券取引法第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、改正前の証券取引法（平成3年法律第96号施行前のもの。）第50条第1項第5号に基づく改正前の「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（平成3年大蔵省令第55号施行前のもの。）第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証券取引法第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年6月29日から8月28日までの2か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(10) 検査の結果に基づく勧告〔事案10〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がT証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年4月26日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。